

## 子ども医療費助成制度 所得額の計算方法について

今回は平成29年分所得額（平成29年1月1日～12月31日分）で算定します。一般的には源泉徴収票を参考にされると思いますが、確定申告をされた方は、確定申告後の所得額での算定になります。

※児童の保護者それぞれの所得額で算定します。また、祖父母の社会保険にご加入の場合は祖父母の所得額での算定も行います。

- ・収入金額（源泉徴収票では支払金額）
- ・所得金額（源泉徴収票では給与所得控除後の金額）
- ・控除するもの（社会保険料一律8万円・医療費控除・配偶者特別控除など）

- ① 所得金額（源泉徴収票では給与所得控除後の金額）をみます。
- ② ①から社会保険料一律8万円を控除します。
- ③ ②から雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除・障害者控除・特別障害者控除・寡婦（夫）控除、特別寡婦控除、勤労学生控除を控除します。
- ④ ③で出た金額を扶養親族等の数により下記の所得制限限度額表と比較して限度額をこえる時は、子ども医療費助成は受けられません。

①所得額 円	-	②社会保険料 80,000円(一律)	-	③上記各種控除額 円	=	円
-----------	---	-----------------------	---	---------------	---	---

※所得制限限度額表と比較する

### 平成30年度 所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	3,401,000円
1人	3,781,000円
2人	4,161,000円
3人	4,541,000円
4人	4,921,000円

※扶養親族等の数とは、税申告上の扶養人数です。

（16歳未満の扶養人数も含みます）

※扶養親族数が1名増加するごとに限度額に380,000円を加算。

算出した所得額が限度額を超える時は、平成30年10月1日から平成31年9月30日まで子ども医療費の助成は受けられません。

また、一度資格登録すると、毎年9月頃に所得の再判定を行い、受給資格に該当する場合には10月1日から使用できる受給者証を、所得制限を超える場合には却下通知を郵送します。

所得の計算方法等ご不明な点はお問い合わせください。

※平成29年4月1日より、入院・通院の対象年齢が18歳の年度末まで拡大となりました。所得制限限度額に変更はありません。